

屋外広告業を営む方々へ

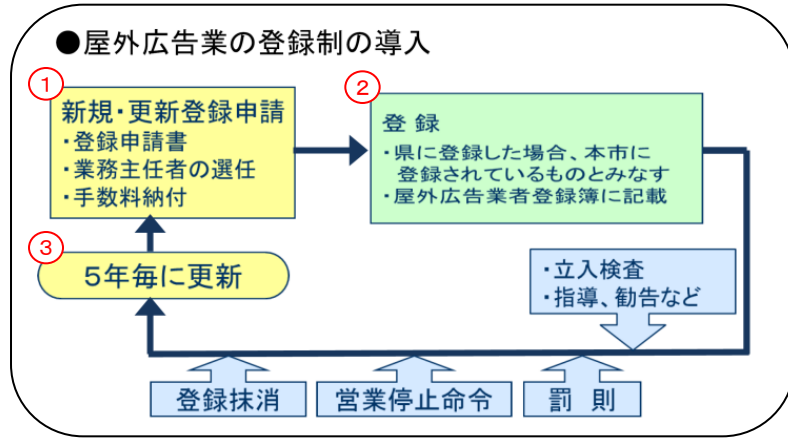
1. 登録制度について

平成23年10月から川崎市の区域内で屋外広告業を営まれる方は登録が必要です。

登録の有効期間は5年間です。5年ごとに更新の手続きが必要です。

また、登録申請手数料は、新規・更新とも1万円です。

屋外広告物条例(他都市の屋外広告物条例を含む)に違反し、罰金に処せられて2年を経過しない場合などは登録できません。また、営業所ごとに「業務主任者」を選任していなければなりません。



2. 神奈川県知事による登録を受けた方について(片方みなし制度)

「片方みなし(特例届出)制度」とは、先に神奈川県知事による屋外広告業の登録を行い、川崎市長には所要の届出を行えば、川崎市長による登録を行ったものとみなされる制度です。ただし、川崎市長による登録を行っても、神奈川県知事や他都市長による登録を行ったものとはみなされませんので御注意ください。

神奈川県知事による登録を受けた屋外広告業者の方が、川崎市の区域内で屋外広告業を営まれる場合、川崎市長に神奈川県知事による登録業者であることを所定の様式により届出することで、登録業者とみなされ市域内で営業することができます(特例届出制度)。「特例届出」に関する手数料はありません。横浜市・相模原市・横須賀市でも同様の制度が導入されています。

また、神奈川県知事の登録を更新するなどにより届出事項に変更があった場合や廃業した場合は、その都度、川崎市長へ届出が必要です。

3. 業務主任者の選任について

業務主任者は、屋外広告業の表示・設置に関する法令の遵守などの業務を行うこととされ、営業所ごとに選任しなければなりません。

次のいずれかの要件を満たす方が業務主任者になることができます。

- ・屋外広告士
- ・全国の都道府県、指定都市や中核市が行う屋外広告物講習会の課程の修了者(平成23年10月以前に受講された講習会の修了証書は、引き続き有効です。)
- ・職業能力開発促進法に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者若しくは職業訓練修了者、または広告美術仕上げに係る技能検定合格者

4. お問い合わせ先

川崎市長による登録または特例届出の手続き等の詳細については、川崎市建設緑政局路政課(Tel:044-200-2814)までお問い合わせください。

また、神奈川県知事による登録の手続き等の詳細については神奈川県県土整備局都市部都市整備課(Tel:045-210-6209)へお問い合わせください。

神奈川県内における屋外広告業の登録・片方みなし制度届出の窓口

神奈川県	担当部署 電話番号	県土整備局都市部都市整備課 045-210-6209
横浜市	担当部署 電話番号	都市整備局地域まちづくり部景観調整課 045-671-2648
川崎市	担当部署 電話番号	建設緑政局道路管理部路政課 044-200-2814
相模原市	担当部署 電話番号	都市建設局まちづくり計画部街づくり支援課 042-769-9252
横須賀市	担当部署 電話番号	都市部市街地整備景観課 046-822-8127

※神奈川県には片方みなし制度はありません。

5. 登録手続きについて【更新申請もこちら】

「屋外広告業登録申請書」に記入、捺印の上、窓口にて提出してください。なお、当日窓口でお渡しする納付書を使って、指定の金融機関で登録手数料(1万円)を納付していただきます。そのため、受付時間は午前中に限らせていただいておりますので、御注意ください。郵送での受付は不可とします。

更新申請の場合の申請期間は、有効期間の満了の日の90日前から30日前までとなります。

●添付書類

- (1)登録申請者と役員(法人の場合のみ)及び法定代理人(未成年者のみ)が、登録の拒否事由に該当していないことを誓約する書面
- (2)登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (3)登録申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面
- (4)登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面及び当該登録申請者の法定代理人であることを証する書面
- (5)登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

6. 特例届出手続きについて

「特例屋外広告業届」に記入の上、提出してください。郵送での受付も可とします。

●添付書類

- (1)神奈川県知事の登録を受けたことを証する書面(登録通知書の写し)
- (2)神奈川県に登録の際、提出した登録申請書一式の写し(添付書類含む)
- (3)神奈川県に登録事項の変更をした場合は、登録事項の変更の届出に係る書類一式の写し(添付書類含む)
- (4)営業所ごとに選任する業務主任者が神奈川県に登録している業務主任者と異なる場合は、業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

7. 標識の掲示義務について

営業所ごとに、登録業者の場合は「屋外広告業者登録票」、特例届出業者の場合は「特例屋外広告業者届出票」を作成し、標識として掲げなければなりません。標識の掲示内容等については、屋外広告物条例施行規則の様式を参照してください。

8. 帳簿の備付け義務について

広告物等の契約ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備付けなければなりません。

帳簿は、事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間は保存してください。

次の事項が記載されていれば、様式は問いません。

●帳簿記載事項

- (1)発注者の名称又は氏名及び住所
- (2)広告物等の設置場所
- (3)広告物等の名称又は種類及び数量
- (4)広告物等を表示し、又は設置した年月日
- (5)請負金額

9. 登録事項又は届出事項変更の届出について

登録事項に変更がある場合は、変更のあった日から30日以内に「屋外広告業登録事項変更届」を提出して、変更の届出をしなければなりません。

届出事項に変更がある場合は、「特例屋外広告業届出事項変更届」を提出して、変更の届出をする必要があります。

添付書類は、各変更事項に対応した書類となります。

10. 廃業等の届出について

川崎市内において、屋外広告業を廃業した場合、届出が必要となります。なお、届出の義務者は条例第28条第1項各号に定める者となります。

様式につきまして、登録業者は「屋外広告業廃業等届」、特例届出業者は「特例屋外広告業廃業等届」を使用してください。

11. 屋外広告業者登録簿、特例屋外広告業者届出簿について

登録業者は「屋外広告業者登録簿」に、特例届出業者は「特例屋外広告業者届出簿」に所定の事項が記載され、一般の閲覧に供されます。閲覧場所は、川崎市建設緑政局道路管理部路政課です。

12. 罰則等について

登録を受けずに屋外広告業を営んだり、不正な手段により登録を受けるなどして屋外広告物法に基づく屋外広告物条例(他の自治体が制定した屋外広告物条例を含む)に違反したときは、登録の取消しや営業停止、罰金に処せられることがあります。